



RI テーマ
ロータリーに輝きを

週報 佐土原ロータリークラブ

会長：原田宗忠 副会長：日高邦孝 RI2730 地区ガバナー 田中 俊實
 幹事：長倉祐一郎 会計：竹下 隆 中部分区ガバナー補佐 押川 弘巳
 事務局：吉野由里子 会報委員：藤堂孝一 RI 会長テーマ **ロータリーに輝きを**
 例会場：シェルトン・グランデ・オシャンリゾート 5階 クラブテーマ
 例会場住所：宮崎市山崎町浜山〒880-8545 『ワン ブリング ワン』
 例会場 TEL：0985-21-1133・FAX 0985-21-1024
 事務局住所：宮崎市佐土原町下田島 11703-18 TEL0985-62-7833 FAX0985-62-7877

第 1351 回例会 平成 27 年 5 月 20 日(水)

<<今日のプログラム>>

- 1.) 点 鐘
- 2.) ♪ロータリーソング「我らの生業」
- 3.) 4つのテスト唱和
- 4.) 会長の挨拶
- 5.) 幹事報告 6.) 出席報告
- 7.) ハッピーBOX披露
- 8.) 委員会報告
- 9.) 会員卓話「正岡 文郁君」
- 10.) <SAA次週 5月 27日例会案内>
押川ガバナー補佐訪問
次年度地区研修協議会参加報告
- 11.) 点 鐘

第 1350 回例会記録 平成 27 年 5 月 13 日 (水)

■会長の時間



皆さんこんにちは、本日は第 1350 回の例会です。2 週間お休みがございまして久しぶりでございます。私の年度も残り少しですが頑張っております。今月は財団月間です。改めて色々と調べてみましたが難しい部分もありますので又財団委員長の郡司君よりお話し頂けると良いかと思ひます、先日 10 日曜日に都城で開催されました「新会員の為の地区研修会」に広報委員会のお二人を含め 7 名の方が参加されていますのでそれぞれの方の報告を兼ねて感想などをお話しして頂こうと思ひます。中武君の卓話もございましてから私の話しはこれで終わらせて頂きます。

●会長 原田宗忠君

皆さんこんにちは、本日は第 1350 回の例会です。2 週間お休みがございまして久しぶりでございます。私の年度も残り少しですが頑張っております。今月は財団月間です。

●ひばり野隆春君



で参りたいと思ひます。

初めてこの様な会に参加し、他クラブの方々と接する機会も初めてでしたが大変良い勉強になりましたので今後は都合のつく限りは積極的に参加して参りたいと思ひます。

●田邊 揮一朗君



私はクラブ広報委員会として参加して参りました。セミナーに入る前に「ロータリーの友」編集長されている二見さんの講演もあり 4 つのテストの英語原文と日本語の違い等分かり易く講演して下りとても勉強になりました。午後からのグループ討論会の中で私も自分の経験を踏まえてお話をさせて頂きましたこの研修会を通して新会員の方も先輩会員の方も双方が其々に気を遣い努力する事が大切だと改めて考える事が出来た有意義な 1 日でした。

●武政 勝巳君



打ち上げの段取りまでして 10 日の研修会に参加致しましたが、色々な都合で懇親会の方は出来ませんでした。研修会は、皆さん声が小さくて聞き取り難かったです。しかし田中ガバナーと入会式をして頂いた話等も出来ました。ロータリーは何事も Yes で！という事が印象に残っています。今後は佐土原 RC を皆で更に盛り上げて行きたいと思ひました。

●藤堂 孝一君



ロータリーの友 5 月号に「佐土原 RC 杯スポーツクリスマスバレーボール大会」の記事が掲載されております。今までにクラブとしては 10 回ほど掲載されてはいますが今回が一番大きな記事です。文章と写真は 3 枚送ったのですがこの写真を選ばれたのですね、参加の 5 校にロータリーの友を贈ろうと思ひます。研修会の方は宮崎中部分区の参加は 3 クラブだけでした。

た。とても良い研修会でした。

■ 幹事報告



幹事●長倉祐一郎君

<文書案内>

*第2期RLI-2730

地区パートIIのご案内

*地区インターアクト

委員会活動のアンケート

実施について 締め

切り 6月2日(火)

*ネパール地震災害へ

の支援について

*現・次期会長・幹事会のご案内 6月15日(月)

ニューウェルシティ宮崎 会費1人6,000円

*青少年交換報告会のご案内

*西都RC/高鍋RC~5月の例会案内

■ 出席報告

● 初田 直樹君

会員数=26名(免除2名)	出席率=84.6%
出席数=22名	メイク届=0
欠席届=4名	修正~率=79.1%



■ ハッピーBOX披露

● 小牧 義隆君

■ ショートSP~この場をお借りしまして、4月に行われました市議会議員選挙にて当選させて頂き就任しました事、ご報告とお礼の挨拶をさせていただきます。今後も益々精進して参りますのでどうぞ宜しくお願い致します。

<財団へ>

● 荒武 義博君~5月3日に長男の結婚式が無事に終わりました。クラブより祝電を頂きありがとうございました。

♪5月のセレモニー♪



集合写真

☆ 5月3日誕生日~岩切 正司君

☆ 5月誕生月~原田 裕子さん

~藤堂 真由美さん

~日高 裕子さん

☆ 5月結婚記念月~岩切正司君・純子さんご夫妻

♪皆様おめでとうございます♪

■ 会員卓話



● 中武 幹雄君

交通事故例を紹介し

ます。はみ出した車に

衝突されたのに

「4000万円」の賠償

責任、判決は「理不尽

」なのか?自動車を運転していたら対向車線の車が居眠り運転でセンターラインをはみ出し、自分の車に衝突した。そんな「貰い事故」で過失がなかった事を証明できなかったとして4000万円余りの賠償を命じる判決が4月中旬に福井地裁で言い渡され話題になった。報道によると2012年4月、大学生が運転していた車が居眠りで運転操作を誤り、センターラインを超えて対向車に衝突、大学生の車の助手席に乗っていた男性が死亡しました。この車は死亡した助手席の男性が所有していたが、車の任意保険は家族以外の運転者を補償しない契約だったために遺族への損害賠償がされない状態だったという。そこで、遺族は対向車側を相手に損害賠償を求めて提訴していた。今回の賠償判決を受けて、ネット上では「本当の被害者は対向車の運転手だよ」「無茶苦茶な判決だ」など判決を批判する声が出ているが、今回の判決は「理不尽」なのだろうか。そこで、立証しなければならぬ3つのポイント。判決の結論が「理不尽」か、どうかは具体的な事実当たらなければ判断出来ませんが、裁判のルール上このような一見理不尽とも思えるような結論が出ることもある・・という事です。では、今回の判決はなぜ、このような結論になったのだろうか。今回の判決は、自動車損害賠償補償法(自賠法)3条を根拠にしています。自動車は便利で日常生活に欠かせない交通手段である一方、1トンを越える鉄の塊が50Kも60Kも出して移動する乗り物ですから危険なものです。いったん事故が起きれば、人の生命と身体に重大な危害を及ぼします。では、どのような注意義務があるのでしょうか。具体的には、自動車の所有などの「運行供用者」が自動車の運行によって他人の生命と身体を害した場合には、次の3点を自ら証明しない限り、責任は免れないとされています。

- 「自賠法」
- 1、注意を怠らなかった事。
 - 2、第三者に荒野過失があった事。
 - 3、自動車に欠陥が無かった事。

<続きは次回掲載させていただきます。>

4つのテスト

『言行はこれに照らしてから』

1. 真実かどうか。
2. みんなに公平か。
3. 好意と友情を深めるか。
4. みんなのためになるかどうか。